

# 第1回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

## 議案等関係資料

			頁
資料1	報告第2号の参考	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局規程	1
資料2	議案第4号の参考	2市2町合併協議会設立会議申合せ事項	3
資料3	議案第7号の参考	事務一元化の基本方針	4
資料4	議案第8号の参考	「合併の方式」	5
資料5	議案第9号の参考	「条例、規則等の取扱い」	6
資料6	議案第10号の参考	「電算の管理運営」	7
資料7	議案第11号の参考	「合併の期日」	8
資料8	議案第12号の参考	「新市の名称」	9
資料9	議案第13号の参考	「新市の事務所の位置」	10

平成14年 6月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）その他協議会の運営に関し必要な事項。

（課の設置）

第3条 前条の所掌事務を処理するため、課を置く。

- 2 課の分掌事務は、別表のとおりとする。

（職員の職務）

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、課長、その他の職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長がその職務を代理する。
- 4 課長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）課相互間の連絡及び調整
- （2）所属する職員の指揮監督
- （3）分掌する事務の統括管理

- 5 その他の職員は、上司の命を受けそれぞれの事務に従事する。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）物品の購入その他の契約の締結に関すること。
- （2）職員の休暇の承認並びに時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- （3）その他軽易な事項に関すること。

（職員の勤務条件）

第6条 職員の勤務条件については、それぞれの市又は町の事務従事の例によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休日及び休暇については、徳山市の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成10年条例第22号）及び徳山市の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」（平成10年規則第20号）の定めるところによるものとする。

（職員の旅費）

第7条 職員の旅費については、徳山市旅費条例（昭和31年条例第26号）及び徳山市旅費条例施行規則（昭和36年規則第28号）の定めるところにより、協議会の予算において支給するものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

区 分	分 掌 事 務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>3 協議会等の会議に関すること。</li> <li>4 合併に関する資料の作成に関すること</li> <li>5 合併に関する情報提供及び啓発に関すること。</li> <li>6 人事に関すること。</li> <li>7 報酬等の支給に関すること。</li> <li>8 合併の方式に関すること。</li> <li>9 合併の期日に関すること。</li> <li>10 新市の名称に関すること。</li> <li>11 新市の事務所の位置に関すること。</li> <li>12 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。</li> <li>13 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。</li> <li>14 特別職の身分の取扱いに関すること。</li> <li>15 地域審議会に関すること</li> <li>16 国及び県との連絡調整に関すること。</li> <li>17 その他他課に属さないこと。</li> </ol>
計画調整課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設計画に関すること。</li> <li>2 財政計画に関すること。</li> <li>3 予算に関すること。</li> <li>4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。</li> <li>5 組織及び機構に関すること。</li> <li>6 一部事務組合等の取扱いに関すること。</li> <li>7 財産の取扱いに関すること。</li> <li>8 地方税の取扱いに関すること。</li> <li>9 条例、規則等の取扱いに関すること。</li> <li>10 使用料、手数料等の取扱いに関すること。</li> <li>11 補助金、交付金等の取扱いに関すること。</li> <li>12 町名及び字名の取扱いに関すること。</li> <li>13 公共的団体の取扱いに関すること。</li> <li>14 慣行の取扱いに関すること。</li> <li>15 国民健康保険事業の取扱いに関すること。</li> <li>16 消防団の取扱いに関すること。</li> <li>17 各種事業の取扱いに関すること。</li> </ol>

2市2町合併協議会設立会議の申合せ事項（抜粋）

1 2市2町の合併は、3市2町の「先行合併」であり、将来的には下松市はもとより光市や大和町をも視野に入れた合併をめざすものとして位置づける。  
(先行合併の意義は、周南地域の目標である中核都市づくりに向けた第1歩を踏み出すことにある。)

2 「合併の方式」「合併の期日」「新市の名称」「新市の事務所の位置」については、3市2町合併協議会の協議調整方針をそのまま引き継ぐこととする。

(1)合併の方式は、新設合併とする。

(2)合併の期日は、平成15年4月21日とする。

(3)新市の名称は、周南市とする。

(4)合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。

3 3市2町合併協議会の協議調整方針を最大限に尊重することを基本とし、実質的な協議項目については、枠組みの変更などに伴い極力調整が必要な事項とする。

《参考》上記の例

合併関係市町の変更によるもの

・「下松市の例により調整する」としたもの

・「下松市と市町の例により調整する」としたもの

・「新たに制度等を創設する」としたもの

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

・国の制度の改廃に伴うもの

・市町の条例、規則、要綱等の改廃に伴うもの

その他

・従来調整方針を見直すことが望ましいもの

4 その他

「地域審議会」を合併協定項目に加え、協議する。

## 事務一元化の基本方針

### 1. 基本的な考え方

- (1)新市の速やかな一体性の確保に努めること。
- (2)サービス及び市民福祉の向上に努めること。
- (3)負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

但し、新市の移行期においてサービス、負担の急激な変化による緩和策等について十分な配慮に努めること。

- (4)新市における健全財政の確保に努めること。  
特に行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること。

### 2. 調整方針の分類

- (1)現行のまま新市に引き継ぐ
- (2)市、町の例により調整する。
- (3)新たに制度等を創設する。
- (4)新市に移行後、速やかに調整する。
- (5)新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (6)廃止の方向で検討する。
- (7)その他

合併の形態による比較表

分類	新設合併	編入合併
合併市町村の名称	合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める	編入をする市町村の名称となる
事務所の位置	合併関係市町村の全ての地域の中から住民の利便性等を考慮して決定	編入をする市町村の事務所の位置となる
財産及び公の施設の取扱い	合併市町村が引き継ぐ	編入をする市町村が引き継ぐ
議会議員の定数及び任期の取扱い	<u>原則</u> ・合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 ・地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年	<u>原則</u> ・編入をする市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。（ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる） ・任期は、編入をする市町村の議員の残任期間
	<u>特例</u> 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 ・設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。（定数特例制度） ・合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。（在任特例制度）	<u>特例</u> 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 ・編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。（定数特例制度） ・編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。（在任特例制度） なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い （合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	<u>原則</u> ・合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。	<u>原則</u> ・編入される市町村の委員はその身分を失い、編入をする市町村の委員は、そのまま在任する。
	<u>特例</u> ・合併関係市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。	<u>特例</u> ・編入される市町村の委員（選挙による委員）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入をする市町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。	編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。
条例、規則等の取扱い	合併関係市町村の条例、規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される市町村の条例、規則は失効し基本的には編入をする市町村の条例、規則に統一される。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

整備方法による区分の例

制定方法	内 容	例 示
専決	<p>合併に伴い2市2町のすべての条例、規則は失効することになります。</p> <p>新市発足の日に議会の開会は現実には不可能と考えられることから、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者が新市発足の日から必要な条例を専決処分により制定し、施行することとなります。</p> <p>また、新市発足の日から必要な規則については、地方自治法第15条第1項又は第138条の4第2項の規定により、市長職務執行者等が制定し、施行することとなります。</p>	<p>市の基本的事項に関するもの 市役所の位置を定める条例 公告式条例 等</p> <p>執行機関の組織に関するもの 市の休日を定める条例 事務分掌条例 等</p> <p>財政運営に関するもの 財政状況の作成及び公表に関する条例 特別会計設置条例 基金条例 等</p> <p>住民福祉増進のための事務事業に関するもの 保育園条例 公民館条例 等</p> <p>使用料、手数料に関するもの 手数料条例 港湾設備使用料徴収条例 等</p> <p>市税、国民健康保険料、介護保険料等に関するもの 市税賦課徴収条例 国民健康保険条例 介護保険条例 等</p> <p>人事に関するもの 公平委員会設置条例 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等</p> <p>報酬、給与等に関するもの 報酬及び費用弁償支給条例 市長等の給与に関する条例 一般職の職員の給与に関する条例 等</p>
暫定	<p>地方自治法施行令第3条の規定により、新市の条例、規則が制定施行されるまでの間、必要な事項について、従来合併関係市町村の地域に施行されていた条例又は規則を施行することができます。</p>	<p>合併先例市で、暫定条例とされたもの 一般廃棄物の処理に関する条例</p>
逐次	<p>新市発足時に制定しなくても市民生活に支障をきたさない条例規則又は市長職務執行者の専決処分による制定になじまない条例については、合併後、逐次制定し、施行することとなります。</p>	<p>表彰等 名誉市民条例 表彰規則 慣行関係 市章、都市宣言 条例議案の提案権が長にないもの (議会の組織、運営に関するもの) 委員会条例 議会議務局設置条例 等</p>

地方自治法において条例で定めることとされている事項

- ・事務所の位置(4)
- ・地方公共団体の休日(4の2)
- ・地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものに関する事。(14)
- ・義務を課し又は権利を制限する場合(14)
- ・A二 瓶ノ晦倭抹K羊ニ 事摩

¥ ( E 訴 鋳 u 方 公 共 団 体 の よ り 關 c 伊 づ 偉 扱 9 6 ) ・ 議 会 の 定 例 会 の 回 数 (

- ・ 常任委員会の設置(109)
- ・ 議会運営委員会の設置(109の2)
- ・ 特別委員会の設置(110)
- ・ 委員会に関し必要な事項(111)
- ・ 議会事務局の設置(138)
- ・ 議会事務局職員定数(138)
- ・ 附属機関の設置(138の4)
- ・ 支所、出張所の設置(155)
- ・ 支所、出張所の位置、名称及び所管区域(155)
- ・ 部課の設置(158)
- ・ 普通地方公共団体の吏員その他の職員の定数(172)
- ・ 選挙管理委員会の書記長、書記その他の常勤の職員の定数(191)
- ・ 監査委員の定数(三人又は二人)(195)
- ・ 監査事務局の設置(200)
- ・ 監査事務局の事務局長、書記その他の常勤の職員の定数(200)
- ・ 法律及び政令に規定するものを除く監査委員に関し必要な事項(202)
- ・ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法(203)
- ・ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法(204)
- ・ 特別会計の設置(209)
- ・ 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項(228)
- ・ 督促、滞納処分等に係る手数料及び延滞金の徴収(231の3)
- ・ 基金の設置(241)
- ・ 基金の管理及び処分に関し必要な事項(241)
- ・ 財政状況の公表等(243の3)
- ・ 公の施設の設置管理及び廃止に関する事項(244の2)

事務一元化現況・分析調査

大項目	情報化の推進	中項目	役所の情報化	小項目	電算の管理運営
事業名	電算の管理運営			協議事項	各種制度の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	情報分科会	コード	

現況

主な機器構成の状況

市町名	所管部課	中央処理装置の状況				
		機種名	種類	設置台数	導入年月	導入方式
徳山市	企画部情報推進課	富士通 PRIMEFORCE8015M	汎用機	1台	H14.3	リノ
新南陽市	総務部情報推進課	日立 HITAC MP-5400	汎用機	1台	H9.9	リノ
熊毛町	企画課	日本電気 EXPRESS 5800/780	マイコンコンピュータ	1台	H9.8	リース
鹿野町	総務課	日本電気 EXPRESS 5800/100	マイコンサーバ	1台	H11.4	リース

電算処理業務等の状況

市町名	処理開始年月	利用形態	総務・企画														統計	自治体統計調査	予測・計画				
			人事管理	給与	市町税				住民記録	住登外	外国人登録	印鑑登録証明	財務会計							消防			
				住民税	固定資産税	軽自動車税	都市計画税	国民健康保険税	住居表示	外国人登録	印鑑登録証明	会計経理	物品管理	起債管理	財産管理	資産管理	予算配当	予算査定	消防	指定統計	自治体統計調査	予測・計画	
徳山市	S42.2	単導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新南陽市	S45.7	単導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊毛町	S49.4	単導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿野町	S53.5	単導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	商工			農林・水産				土木・建築			民生・労働・衛生				公害防止			公営企業等			行政委員会															
	実態調査	資産事務	試験事務	中小企業経営診断	森林計画	工事設計積算	資金事務	補助金事務	農業経営診断	農業経営診断	森林・林道台帳作成	公営住宅管理	道路台帳管理	工事設計積算	工事進行管理	業者経営事項審査	生活保護	国民年金	福祉資金事務	検診	児童手当事務	衛生関係手数料	大気汚染監視	水質汚濁測定	騒音振動測定	人事給与共済	水道	交通・電気・ガス	病院	下水道	収益事業	教育委員会	人事委員会	選挙管理委員会	農業委員会	
徳山市											○						○	○	○	○	○				○	○				○	○	○	○	○		
新南陽市											○						○	○		○	○					○	○		○	○		○	○	○	○	
熊毛町											○						○		○	○						○	○			○	○		○	○	○	
鹿野町											○						○		○	○						○	○			○	○		○	○	○	

資料:各市町調査

**分 析 点**

2市2町における電算業務は、処理システム等が異なる。

市政運営や市民生活に支障をきたさないよう、電算データ及び処理システムを短時間で統合する必要がある。

収納処理及び除票処理等、業務によっては、新市発足後も一定期間、各市町の現行処理システムで行う必要がある。

**対 応 策**

電算データ及び処理システムの統合を短時間で実現するため、各市町の現行処理システムの中から選定し、これに改善を加えて統合を図る。

**調 整 案**

( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。

( ) 2 . ( ) の例により調整する。

( ) 3 . 新たに制度等を創設する。

( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。

( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

( ) 6 . 廃止の方向で検討する。

( ) 7 . その他

新市発足と同時に、市政運営や市民生活に支障なく電算処理を行うことを目標に、市民生活に密接に関連した業務を優先しながら、段階的な統合を図る。



### 3市2町合併協議会の協議概要（合併の期日）

3市2町合併協議会では、合併期日について第15回合併協議会に協議資料として提出され、以後、第16回、第17回と慎重な協議を経て、第18回合併協議会で平成15年4月21日とする議案が提出され、協議調整の結果、大方の委員の賛同をもって決定されました。

#### 《具体的な合併期日の調整にあたっての主な配慮事項》

1. 合併関係市町間で、合併に対する共通の目標を設定すること
2. 新市建設計画の計画期間を明確にすること
3. 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間に配慮すること
4. 統一地方選挙に配慮すること
5. 合併準備期間に配慮すること

#### 会議の要旨

第15回会議 平成13年10月4日

##### （主な意見）

- ・今年度の事業目標からすると、平成14年度末か15年度当初がよいと思う。
- ・合併は、少子高齢化や資源循環型社会に対応する新たなまちづくりに向けた手段であるので、出来るだけ早い時期がよいと思う。
- ・新市建設計画を協議していく中では計画期間も必要となり、自ずと合併の期日も決まるのではないかと思う。
- ・合併協議会に係る経費や合併重点支援地域指定などを考え合わせると、平成14年度末には合併できるようにすべきである。

第16回会議 平成13年10月26日

##### （主な意見）

- ・遅くとも平成15年10月が合併の期限と思う。
- ・現在の協議状況からすると、平成15年4月1日が望ましい。
- ・日程を決めて協議を行わないと、実質的な協議にはならないと思う。
- ・現在、町として協議中で、継続協議として欲しい。

第17回会議 平成13年11月12日

##### （主な意見）

- ・次回合併協議会では議案として提出して欲しい。
- ・県内で最初の合併を目指した期日設定が望ましい。
- ・新市建設計画も期日を決めて協議すべきである。
- ・平成15年4月が妥当な期日と思う。

第18回会議 平成13年12月26日

##### （主な意見）

- ・合併の期日を決め、具体的に合併に向けての様々な準備をすべきである。
- ・スムーズな行政事務の移行のための曜日設定など、原案に賛成である。
- ・合併協議で住民の理解を得るためには、先行きを透明にし、協議を前進させることである。
- ・共通の目標となる期日は、決めるべきである。
- ・都市間競争の中で周南が生き残るためにも早く期日を決め、合併を実現すべきである。
- ・民間企業も合併の期日には高い関心を持っている。また、期日の議論も出尽くしたと思う。
- ・新しいまちづくりのために協議しているので、将来のことを考え期日決定の決断をして頂きたい。

3市2町合併協議会では、新市の名称は小委員会への付託事項とし、小委員会での調査・審議結果をもとに慎重な協議を行い、大方の賛同をもって新市の名称は、「周南市」とすると決定したものである。

#### 小委員会

小委員会では、平成12年3月2日～平成13年1月25日の間に計5回の会議を開催し、住民公募の結果等を踏まえた調査・審議を行い、6点の名称案(周南市、徳山市とくやま市、のぞみ市、東山口市、毛利市)を合併協議会に報告した。

#### 合併協議会

合併協議会では、小委員会からの報告をもとに、平成13年4月23日の第13回会議で協議を開始し、第17回会議で新市の名称を「周南市」とする議案を提出し、決定されたものである。

- 会議の要旨 -

第13回会議 平成13年4月23日

小委員会の調査・審議内容に関する小委員会委員長の報告を受け、協議を行った。

(主な意見)

- ・既存の名称を変えることによる経済効果や、一方では住民負担なども検討すべきである。

第14回会議 平成13年8月2日

(主な意見)

- ・小委員会の報告(6点の名称)について具体的な協議をし、大方の賛同で決定すべきである。
- ・新市建設計画と並行して協議すべきではないか。

第15回会議 平成13年10月4日

(主な意見)

- ・10数年も前からこの地域の合併は周南合併と言われており、周南は浸透している。周南市がよい。
- ・公募結果から見ても、周南市がよい。徳山市では吸収合併とのイメージがある。
- ・全ての住民にも馴染みのある周南市がよい。
- ・徳山市議会合併調査特別委員会でも、周南市がよいと判断した。新しい都市の表現方法であり、将来的には光市や大和町を見据えた合併を進めるためにもこの名称がよい。

第16回会議 平成13年10月26日

(主な意見)

- ・新南陽市議会も特別委員会で、徳山市又は周南市ということで議論したが、3市2町が力を合わせ、新しい市をつくっていくとしたことから、周南市を力強く推したい。
- ・鹿野町では委員の間で連絡協議会を設置しており協議したが、新しいまちの誕生を全国に発信していくということでも周南市がよい。

第17回会議 平成13年11月12日

(主な意見)

- ・徳山市議会では周南市でまとまっている。
- ・新市の名称と新幹線の駅名の関係はどうなるのか、そのみを確認したい。

#### 【参 考】

公募内容 新市の名称及び提案の理由

公募期間 平成12年7月1日～8月31日

公募対象 3市2町の住民及び過去に居住経験のある者

公募結果

(1)総数 10,325件

(2)地区別応募状況

徳山市	下松市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	その他
5,352	1,635	1,473	662	237	996

(3)名称案の種類 1,970通り

(4)周南市について

応募数 2,176

地区別応募状況

徳山市	下松市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	その他
1,109	361	302	181	45	178

3市2町合併協議会の協議概要(新市の事務所の位置)

3市2町合併協議会では、新市の事務所の位置は小委員会への付託事項とし、小委員会での調査・審議結果をもとに協議を行い、大方の賛同をもって「合併時の新市の事務所の位置は徳山市役所とする」と決定したものである。

小委員会

小委員会では、平成12年3月16日及び平成13年7月4日の計2回の会議を開催し、新市の庁舎をどこに置くべきか、各市町の現在の庁舎をどう活用するのか、分庁方式が採れるのか、新庁舎の建設をどうするのか等、多岐にわたる協議が行われ、新市の事務所の位置を徳山市役所とすることを合併協議会に報告した。

合併協議会

- 会議要旨 -

第15回会議 平成13年10月4日

(主な意見)

- ・小委員会での活発な議論のすえ、新市の事務所の位置は徳山市役所とすることが決定された。新庁舎の建設については将来的に考えていけばよい。
- ・新市の事務所の位置には、合併時の本庁舎の位置と、新市として本庁舎を置く位置の2つの概念がある。調整方針には、「合併時の」を加えるべきである。
- ・現在の財政状況では、新庁舎の建設は困難なので、3市2町の現有庁舎のいずれかを新庁舎とする。そして、5つの庁舎のうち、どれかということになれば、住民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等を総合的に考えて、徳山市役所が最も適当であると決まったものである。
- ・鹿野町の委員で構成する連絡協議会では、「合併時の」を加えることが適当という意見が全員であった。
- ・新南陽市議会並びに特別委員会では、徳山市でよいという結論に至っている。

## 2 市 2 町 の 本 庁 舎 の 概 要

### 1 所在及び敷地面積の状況

区 分	徳 山 市	新 南 陽 市	熊 毛 町	鹿 野 町
所 在	徳山市岐山通一丁目1番地	新南陽市富田一丁目1番1号	熊毛町大字呼坂2番地2	鹿野町大字鹿野上3277番地
敷 地 面 積	13,754.24㎡	11,848.24㎡	8,593.28㎡	6,045㎡

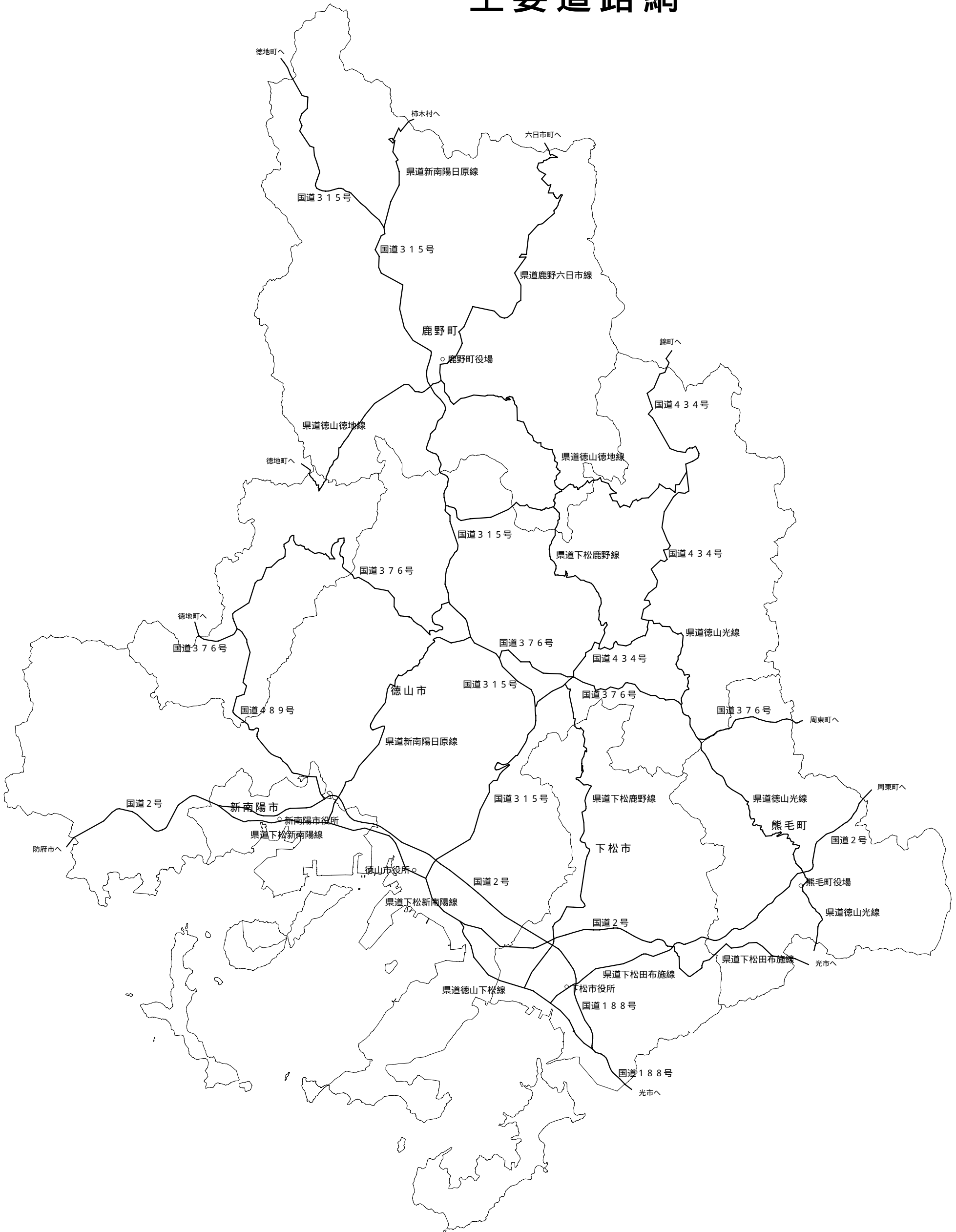
### 2 建物の状況

徳 山 市				新 南 陽 市				熊 毛 町				鹿 野 町			
区 分	構 造 等	延 面 積	そ の 他	区 分	構 造 等	延 面 積	そ の 他	区 分	構 造 等	延 面 積	そ の 他	区 分	構 造 等	延 面 積	そ の 他
市役所本館棟	RC3F	3,231.18	S29完成	本館棟	RC・S・B1・4F	5,067.60	S34～H9	西庁舎	木造大断面・RC	1,496.88	H13完成	町役場庁舎	RC4F	3,068	S46完成
西本館(議会棟)	RC3F	1,487.50	S29完成	倉庫	CB・1F	75.80	S34完成	内 訳	1 階	748.44	H13完成	車庫	鉄骨瓦葺1F	36	H6完成
東本館(福祉課棟)	RC4F	3,499.25	S34完成	倉庫、現業詰所	W・S・1F	233.00	S34完成		2 階	748.44	H13完成				
別館(選管棟)	鉄骨モルタル3F	548.94	S49完成					東庁舎	木造大断面	1,451.52	H13完成				
電話機械室棟	RC3F	400.25	S36完成					内 訳	1 階	725.76	H13完成				
環境保全課ほか	RC一部木造2F	358.50							2 階	725.76	H13完成				
車庫、用品庫ほか	木造スレ-ト葺1F	320.37						中央ホール	木造大断面・RC	413.27	H13完成				
車庫	鉄骨造1F	63.00						内 訳	1 階	259.91	H13完成				
渡廊下(西)	RC	48.00							2 階	153.36	H13完成				
“(中)	RC	182.00						倉庫	鉄骨造	288.00	H13完成				
食堂ほか	木造トタン葺1F	271.41						東棟	” 2階	355.41	H13完成				
倉庫	木造トタン葺1F	21.28													
便所	ブロック造1F	6.30													
会計課東側通路	鉄骨コンクリ-ト	58.00													
自転車置場・倉庫	鉄骨造	72.60	食堂西												
自転車置場	木造スレ-ト葺	19.20													
自転車置場	鉄骨スレ-ト葺1F	28.80	議会棟西												
自転車置場	”	53.29													
身障者用便所	RC1F	9.46													
倉庫	木造モルタル1F	19.83													
倉庫ほか	コンクリ-トブロック	24.50													
商工観光課倉庫	軽量鉄骨造1F	6.25													
駐車場事務所	軽量鉄骨造1F	10.42													
計		10,740.33		計		5,376.40		計		4,005.08		計		3,104	

## 2 市 2 町 の 主 要 官 公 署 の 状 況

区 分	徳 山 市	新 南 陽 市	熊 毛 町	鹿 野 町
駅 (JR)	徳山駅(新幹線、山陽線、岩徳線)	新南陽駅(山陽線)	高水駅(岩徳線)	
郵便局	徳山郵便局	新南陽郵便局	熊毛郵便局	鹿野郵便局
警察署	徳山警察署	新南陽警察署	光警察署熊毛交番	徳山警察署鹿野交番
国の機関	海上自衛隊徳山連絡所 自衛隊山口地方連絡部徳山募集事務所 広島入国管理局徳山港出張所 徳山拘置支所 山口地方検察庁徳山支部 山口地方法務局徳山支局 徳山税務署 門司税関徳山税関支署 徳山社会保険事務所 広島検疫所徳山下松・岩国出張所 中国運輸局徳山海運支局 徳山海上保安部 徳山公共職業安定所 徳山労働基準監督署 徳山簡易裁判所 徳山検察審査会 山口家庭裁判所徳山支部 山口地裁徳山支部		山口食糧事務所熊毛支所	
山口県の機関	周南港湾管理事務所 徳山教育事務所 徳山県税事務所 徳山地方県民相談室 徳山健康福祉センター 徳山土木建築事務所 徳山環境保健所 徳山児童相談所 徳山農林事務所 東部労政事務所			

# 主要道路網



# 鉄道路線図 (新幹線を除く)

